

○安来市国民健康保険条例

平成16年10月1日

条例第143号

改正 平成18年9月27日条例第38号

平成20年3月27日条例第21号

平成20年12月25日条例第46号

平成21年9月29日条例第27号

平成22年9月28日条例第21号

平成23年3月31日条例第12号

平成26年12月18日条例第45号

平成27年3月20日条例第8号

目次

第1章 市が行う国民健康保険（第1条）

第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）

第3章 保険給付（第4条―第6条）

第4章 保健事業（第7条・第8条）

第5章 国民健康保険税（第9条）

第6章 罰則（第10条―第13条）

第1章 市が行う国民健康保険

（市が行う国民健康保険）

第1条 市が行う国民健康保険については、法令の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

（1） 被保険者を代表する委員 4人

（2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人

（3） 公益を代表する委員 4人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

第3章 ～ 第6章 略

○安来市国民健康保険条例施行規則

平成16年10月1日

規則第97号

改正 平成18年3月20日規則第10号

平成18年3月31日規則第46号

平成18年9月27日規則第84号

平成19年3月30日規則第35号

平成20年3月31日規則第28号

平成20年12月25日規則第52号

平成23年11月9日規則第31号

平成24年3月30日規則第19号

平成25年3月19日規則第6号

平成26年3月31日規則第22号

平成26年12月18日規則第51号

平成27年3月27日規則第10号

平成27年12月28日規則第42号

平成28年2月12日規則第2号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 国民健康保険運営協議会（第2条―第8条）

第3章 被保険者（第9条―第12条）

第4章 保険給付及び保健事業（第13条―第20条）

第5章 保険税（第21条・第22条）

第6章 雑則（第23条―第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 市が行う国民健康保険については、法令及び安来市国民健康保険条例（平成16年安来市条例第143号。以下「条例」という。）に定めがあるもののほ

か、この規則の定めるところによる。

第2章 国民健康保険運営協議会

(会長の任務)

第2条 会長は、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を代表し、会務を総理する。

(招集)

第3条 協議会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

- (1) 市長から諮問があったとき。
- (2) 委員定数の2分の1以上の委員から招集の請求があったとき。
- (3) その他会長が会議を開く必要があると認めたとき。

2 協議会を招集しようとするときは、市長にその旨を通知しなければならない。

3 会長を互選する場合においては、第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会長の通知)

第4条 協議会に付議すべき案件は、会長（前条第3項の場合においては市長）があらかじめ委員に通知しなければならない。

(議事)

第5条 協議会は、委員定数の半数以上出席し、かつ被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員のうち各1人以上が出席しなければ開会することができない。

2 会長は、会議の議長となり議事を進行する。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議録)

第6条 会長は、会議録を作成させ、会長の指名した委員1人とともにこれに署名しなければならない。

2 前項に定める会議録には、次の事項を記載する。

- (1) 招集の日時、場所及び事件
- (2) 開会、閉会等に関する事項及びその日時
- (3) 出席及び欠席委員の氏名

(4) 議事の要領

(5) 前各号のほか、重要な事項

(答申)

第7条 会長は市長からの諮問事項について審議議決を終わったときは、5日以内に文書をもって市長に答申しなければならない。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、医療給付担当においてこれを処理する。

第3章 ～ 第6章 略